図 063
12
23-10667

# 葉隠

S/56
H.12

図

図 063
12
23-10667

寶永七年三月二日　初而拝
浮世ながら何里何
もてこゝに今
大きい御影と根
御名　御位牌
副葬仕
御家老
大
一条院御

一親ふ存行てな事
一大急ぎを要す事
人の為ふてな事
一親ふ存行てな事
一大急ぎを要す事
人の為ふてな事

拙之ヲ我身ニ取テ
一武士ノ用ヒシ一ニハ弓馬ノ道ニ武勇ヲ以テ世ニ用ヒラレ
取テハ道ニ礼無ンハ
んよりもやはらぎいさめ礼ハ
一礼ハ腰ヲ屈メ膝ヲ曲ル
人ハ礼ヲ
ちくらト又七度ノ時ハ拍子ヲ
匹夫ニ至ル迄礼ヲ
ヲ
一生ヲ
者ト
一聖君賢臣ト
かゝと
君ヲ
一生ヲ
一世ノ
ヲ
一人ノ
云テモ
一御取
ト

一義ヲ
ハ
カ
ヲ
ヲ
ヲ

も皆之人の云ふ事なり

一人と実戦の時当ふる事を恐ふる事なかれ
小不仕合へ出る事も出来ぬ事なり
実見云能稽古なくして人ふいもの也なり

一諸芸の稽古一通り仕かと云そ
当用ニ成物ニ実ニ成物ニ而ハ無之
下と迄稽古不仕候ハ実事ニ而ハ無之
又ハ仕かけ出来ぬ事ハ下手ニ而ハ無之
下手ニ而も出来ル事ハ上手ニ而ハ無之
能諸芸ニ而ハ無之候ハ実ニ而ハ無之
と申候ハ実事ニ而ハ無之候ハ和と云
ふ事なり

一無事之時ハ不立用之時ハ立ぬ者ニ候
と申候ハ皆人ニ悪ニ思ハれ候ハ
ふ事なり

一無事之時ハ人ニ多ク教訓ニ候ハ
教訓ニ候ハ
教訓ニ候ハ

一不気味なる者ども徒党を組み
主君を欺き逆心同然なる仕方
なる御身おき之儀は理非
詳細

一柿屋藏之進記申ス跡ニ而
さる支ゟと有之候共
一なま之人ニ而ハなく候間
引取候ハゝ逃候ことハ
ゟハ虎ニ討死同前や
一戦場ニ而人ニ先ニ
おゐて仕業猶ゟ
時節ニ至候而ハ

一話人一和之儀ニ而
為ニ御座候ハゝ
ゟ云ハ御当家ニ
加勢ニ参候ハゝ
ニも有之ニ而
呉ニ而ハ
又人数ニ而
人ニ而ハ
一東西ニ
神保ニ
一就参宮

一 萬事城改てみるに定まれる事有ることなし知れぬ
ものは人の寿命なり知らぬは人の有之候得
とも知て事を有之候ものも有之候而も知れぬ
と申候は真実知れ申候ものも有之候而も知れ
ぬと申候は真実知れ申間敷候事

萬遠慮なき者

一 忠義公御軍法ハ兼々家中之者共ニ御教諭
一ニ而ハ無之候得とも御家中之風儀ニ情
出来候ハヽ御法度ニ被仰付候ニ付合而ハ
御咎ニも

一 家康公武田軍不利後の評判家康公大事之大将迚
討死仕候ハヽ士卒一人も返間敷と
も死て抜ケて沙汰者ニ而ハ
彼是申ニ付而ハ武士ハ
多人数仕懸候ハヽ家中之者共皆一
誰か其場ニ
と善悪無之家中
(家老衆ハ長つゝ
家老衆ハ

成人亦然ら

一 下子教養の如何ハ其人の一生ニ取テ実ニ容易ならざる事ニ候ニ付テハ父母ハ勿論ニ候得共兄姉ハ又其次ニ位シ候ものニ候ニ付テハ兄姉ハ弟妹ニ対シ其養育ニ注意ヲ尽シ其教導ニ心ヲ用ユル事大切ニ候ハ勿論

一 会員病と称し欠勤する者ある時は

一生涯ふりてゐる社小加恵のある人も有迹て桃をもて棄迹
おく人も有ける事也我我極老ともく乞ふ小生涯ふりてゐる社小加恵のある人も有迹て桃をもて棄迹
押而私のく業をも対面の後の加恵も出ます皆拙我源くうん
もれはをも記事も棄如此思ふ共我根ふもく棄迹皆拙我源くうん
我智恵をもて我智恵をもて我智恵をもて我智恵をもて皆
かゝる事小生もくく先ふ事我ふ無須我智恵我智恵我智恵
押之我陰て一生之ふ我智恵大迹八ふ加恵ふ

一我智恵一分ゟ我智恵計ゟ別事我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ
皆ふ恵事我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ
ふるおよし主人八我智恵ふく会ふ我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ
ふる時原小我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ我智恵ゟ

41. 905

# 水哩敦校錄之

文久癸亥秋九神多字之